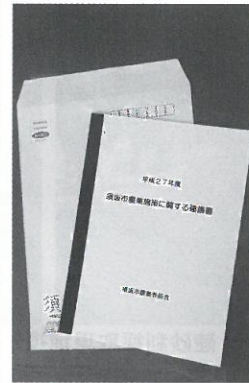


すざか 農業委員会だより

第72号

発行編集
須坂市農業委員会
電話(026)248-9015
(局専用)



須坂市農業委員会は、
去る10月19日、三木市
長に「平成27年度須坂
市農業施策に関する建
議書」を提出しました。

市長に「農業施策に関する 建議書」を提出

須坂市農業委員は、平成26年7月の就任当初から委員会内に三部会・一委員会（農業振興対策部会、農地対策部会、農業後継者対策部会、情報・研修委員会）を設け様々な課題解決に向けて情報収集、意見交換、研修等に取り組み協議を重ねてまいりました。

当日は、神林会長、中澤会長職務代理、関農業振興対策部会長、小林農地対策部会長、神林（成）農業後継者対策部会長の5名が17名の農業委員を代表し建議書を市長に提出し、各部会長が趣旨を説明いたしました。

就任から一年余りですが、平成28年度の当初予算編成にあたり農業振興等農業予算確保に向け「農業委員会等に関する法律」に基づき建議を行ったものです。

（農業委員会等に関する法律第6条第3項：農業委員会は、（略）、その区域内の農業及び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申することができ。）
建議とは：意見を申し立てること。また、その意見（建議の要旨は2ページに掲載しています）

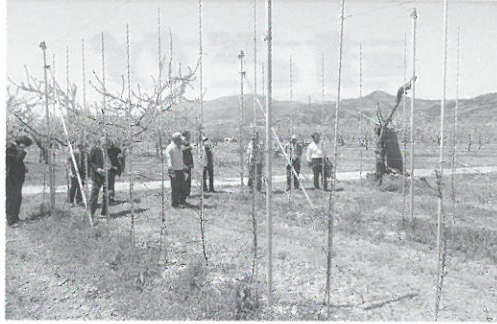


- 市長に建議書を提出
- 農地パトロールを実施
- 有害鳥獣が出没しにくい環境づくり
- 改正農業委員会法が公布
- 姉妹都市で須坂市農産物直売
- 農地を貸したい、売りたい相談は、
- ストップ！無断転用

建 議 事 項 要 旨

I 農業振興について

・就農者支援及び遊休農地解消に向けた既設補助金の活用並びに新設



新しい化リース農園先進地視察(長野市赤沼)

II 農地対策について

一 遊休農地の解消・発生防止の取り組み
・小規模の土地改良事業等の実施
・「めん羊」放牧への支援
・「そば」栽培への支援
二 農地の砂利採取(規制等の検討、農地復旧後の耕作適地の状況)

III 農業後継者対策について

一 新規就農者育成・認定農業者支援等対策
・新規就農者の住宅と作業所の確保
・就農支援等の充実(就農支援金の要件緩和)
・新規就農者、認定農業者等への支援(相談会、懇談会等の開催)
二 農業生産法人の支援(設立、育成)
三 認定農業者、農業者年金、家族経営協定制度の一体的な周知



陸砂利採取現地視察及び学習会

・姉妹都市(三浦市)との交流「姉妹都市農業体験ツアー」の開催
・産地から市場への安定した長期供給ができる設備等の補助の新設(専用冷蔵庫)
・農業サポーター等の技術向上・育成
・有害鳥獣被害対策電気柵の設置、施設更新
・農業共済制度の推進
・銀座NAGANOでの須坂市農産物PR



IV 農業者の家庭形成(後継者等の配偶者対策)

IV 農業委員会の体制強化について(委員研修・調査研究活動等への支援、事務局職員の増員等)



家族経営協定の締結

農地パトロールを実施しました

10月から11月にかけて、農地の利用状況を把握するため、全市域で調査を実施しました。

市域を6ブロックに分け、市・JA・土地改良区の協力もいただき、昨年度に把握した遊休農地や新たに発生した遊休農地等の所在と状況の現地確認を行いました。

この結果がまとまった後、遊休農地等の所有者の皆さまに、今後の農業上の利用の意向、農地中間管理事業



農地パトロール

等の利用等希望の有無について調査を行います。率直な希望をご記入ください。今後の農地の農業上の利用の増進が図られるよう必要ありません、その他農地の利用関係の調整のための資料といたします。

有害鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めましょう！

一 農地の管理

① 食べないブドウ、リンゴや野菜類は農地に放置せず適正に処理しましょう。
② 適正な管理で獣が隠れる場所がないよう見通しを良くしましょう。

二 集落環境の整備

① 集落内の柿やクルミなどはすべて収穫しましょう。
② 土蔵、納屋などは定期的に点検し、獣のねぐらにならないようにしましょう。

③ 生ごみは、野外に置かないようにしましょう。

※有害鳥獣対策の一環として電気柵が市内でも設置されていますが、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準及び長野県で定めた獣害防止用電気柵導入基準に適合しており、定期的に安全点検を行っております。

問合せ 農林課
026-248-9004



改正農業委員会法が 公布されました

平成27年9月4日改正農業委員会法が公布されました。

これにより、農業委員会法については、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を促進するため、

(1) 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更

(2) 農地利用最適化推進委員の新設

等の改正が行われ、平成28年4月1日から施行されます。

なお、農業委員の選出方法の変更、農地利用最適化推進委員の新設については、経過措置により現在の農業委員の任期満了（平成29年7月）後の委員から適用されます。

改正概要

農業委員会業務の重点化

【必須業務】

① 農地法等によりその権限に属した事項

② 農地等の利用の最適化

（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進

※ 任意業務から必須業務に位置づけられました

【任意業務】

③ 法人化その他の農業経営の合理化

④ 農業に関する調査及び情報提供

農業委員の選出方法の変更

選挙制と市町村長の選任制（議会・団体推薦）の併用から、左記のとおり改正されました。

○ 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制一本とする。

○ 過半を原則として認定農業者とする。

○ 農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることが出来る者を1人以上入れる。

○ 女性・青年も積極的に登用する。

○ 農業委員の定数は、委員会を機動的に開催できるように、現行の半分程度とする。

農地利用最適化推進委員の新設

○ 現場活動を積極的に行

うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を設置

農業委員と推進委員は密接に連携

○ 推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。

主な業務は、左記のとおり

- ・ 人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進
- ・ 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- ・ 耕作放棄地の発生防止と解消を推進 他

農業委員会委員

選挙人名簿申請が 不要になりました

農業委員会委員選挙人名簿作成のため毎年「農業委員会等に関する法律」により、有権者から申請をいただき審査を行い名簿に登載しておりましたが、改正農業委員会法が公布され、新たな選挙人名簿作成が不要となりました。

姉妹都市（三浦市）で 直売！

須坂の農産物大好評

10月24・25日、農地対策部会では、姉妹都市・神奈川県三浦市の「三崎港町まつり」に参加し、恒例の農産物の直売を行いました。須坂から900kgを超える農産物（リンゴ、ブドウ、お米）を持ち込んだの販売は、5万人を超える人出の中、販売時間前から100人を超える行列ができる盛況ぶりで、終了時間を待たずに完売となりました。

シナノゴールド、シナノスイート、シャインマスカット等が好評で、多くのリピーターのお客様が訪れる中、須坂産農産物の人気の高さを実感しました。



盛況な販売状況

農地を貸したい方、 売りたい方

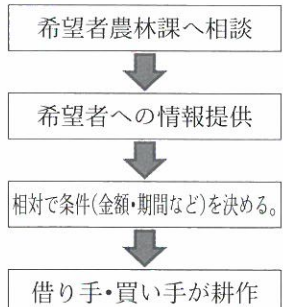
ご相談ください

今後耕作ができなくなるものが予想される農家の方や耕作していない農地がある方は、農地を借りたい・買いたい方に紹介する制度がありますので、ご利用ください。須坂市独自の制度で農地バンク、国の制度で農地中間管理事業があります。状況に応じてご紹介しますが、まずは農林課までご相談ください。なお、農地バンクでは、JA須高と情報を共有しています。また、果樹園のままで借りた希望がありますので、貸したい場合は伐採する前にご相談ください。

問合せ

お近くの農業委員または農林課 ☎ 026-1248-19004・農業委員会事務局 ☎ 026-1248-19015へ

農地バンクの仕組み



全国農地ナビ! 農地情報公開中!

平成27年4月からインターネットを利用してパソコン、スマートフォン、タブレット等の画面上で農地の情報(所在・地番・地目・面積等)が閲覧できます。

<http://www.alis-ac.jp/>

全国農地ナビ

検索



※運営・管理は、
NCA全国農業会議所
が行っております。

農業者年金でしっかり積立て、 がっちりサポート安心で豊かな老後を!

- ・あなたの老後生活への備えは十分ですか?
- ・年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ・老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です。

ご存じですか?

○日本人の平均余命は

男性84歳、女性89歳

◎65歳の農業者年金受給者の平均余命は

男性22年(87歳)、女性27年(92歳)で

農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。

☆高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、

現金支出で月額約23万8千円が必要です。(総務省家計調査などより)

◇国民年金の支給額は、一人月々約6万5千円(40年加入の場合)で夫婦あわせて月額約13万円です。

豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

国民年金の上乗せ年金として、農業者年金に加入して安心して豊かな老後に備えましょう!!

60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している方は、だれでも農業者年金に加入できます。家族一人ひとりの年金をご検討ください。

★農業者年金の特徴

①積み立て方式

自分で積み立てた保険料とその運用益が、将来受け取る年金額になります。

②終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。もし加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取るはずの農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

③税制上の優遇措置があります

保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。

④認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

問合せ 農業委員会事務局 ☎026-248-9015
JA須高信用共済部 ☎026-245-1811

ストップ!無断転用! まずは事前に相談を!

農地転用とは:農地を住宅、駐車場、工場用地、山林など農業以外の目的に転用することで面積の大小には関係ありません。

○農地転用には許可が必要
一時的な転用にも許可が必要です。

自分自身で転用する場合や、所有者以外の者が農地を借受けて一時的に駐車場、資材置場、砂利採取場にする場合も農地転用になります。

○無断転用には厳しい措置が!

無断転用者には、都道府県知事より工事中止や原状回復命令が出される場合があります。また、個人にあっては最高三年以下の懲役又は30万円以下の罰金、法人にあっては一億円以下の罰金に処せられる場合があります。

○詳しくは農業委員会事務局まで

全国農業新聞の購読を

全国の農業情勢だけではなく、地域農業の話題など、家族の皆様も楽しんでいただける農家のための情報誌です。創刊から60余年、農政の専門紙としてこの好評をいただいております。

(購読希望者は、農業委員または農業委員会事務局までご連絡ください)
○購読料 月700円(税込)
○発行 毎週金曜日

編集後記

農業委員会法が大きく改正されました。特筆すべきは農地利用最適化推進委員を設置するとされたことです。農地利用の効率化を一層図るため推進委員のより具体的な行動内容が示されています。現在の農業諸情勢を鑑みた時、決して容易に展開するとは思えませんが、この制度が未来の農業に繋がることを期待します。

情報・研修委員会(編集委員)

委員長 坂田 雅幸
委員 田中 郁男
委員 春原 忠夫
委員 中澤 秀樹
委員 神林 利彦